

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第三百三十四号）中一部改正

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一万八千七百円」を「二万円」に、「三万六千三百円」を「四万円」に改める。

第二条の二第四項中「三万円」を「五万円」に改める。

第二条の四第一項第一号及び第二号中「五千元」を「一万元」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「前条第一項第一号及び第二号」を「前条第一号及び第二号」に改める。

#### 附 則

1 第二条第二項、第二条の二第四項、第二条の四第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第三条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第二項及び第二条の二第四項の規定は、令和四年四月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

3 改正後の第二条の四第一号及び第二号の規定は、令和四年四月一日以降に行われた接見及び面会に係る補助金の申請から適用し、同日前に行われた接見及び面会に係る補助金の申請については、なお従前の例による。